

東京都医療関係職種養成所等電子手続要領

制定 令和4年2月24日 3 福保医人第2910号

改正 令和5年6月20日 5 福保医人第902号

改正 令和5年9月20日 5 保医医人第529号

1 本要領の意義

東京都及び厚生労働省所管の医療関係職種養成所及び養成施設による各種申請等行政手続の電子化に当たり、必要な事項について定める。

2 電子化対象

- (1) 東京都医療関係職種養成所等指導要綱（平成27年8月21日 27 福保医人第826号）に定める手続
- (2) あん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関の指定手続き（「あん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関の指定基準の改正について（平成29年3月31日 医政発0331第53号 厚生労働省医政局長通知）」別添2）に定める手続

3 電子化範囲

手続者が東京都保健医療局医療政策部医療人材課に対して行う資料の提出

4 電子化方法

電子メールによる各資料の提出を原則とする。ただし、必要に応じ、資料の全部又は一部を紙資料による提出としても差し支えない。詳細については以下のとおりとする。

- (1) 手続用メールアドレス等の登録

別紙「手続用メールアドレス等登録（変更）書」を提出する。

ア 電子メールにより、(4)の宛先へ、(2)キに定める方法により、別紙を送付すること。

イ 別紙を送付後、登録（変更）者は速やかに(3)に定める受信確認を行うこと（※）。

- (※) 登録（変更）者は、実際に別紙を作成及び送付する者を指し、担当者でなくても差し支えない。

ウ 登録内容のうち、「部署名・担当者名」、「手続用メールアドレス」及び「電話番号（直通）」に変更があった場合には、速やかに別紙を提出し、登録内容の変更を行うこと。

なお、変更に当たっては、やむを得ない場合を除き、既登録のメールアドレスから別紙を送付すること（※）。

- (※) 担当者の急な異動・退職等に備えて、複数のメールアドレスや組織共有のメールアドレスを登録しておくことが望ましい。

- (2) 申請書等の提出

(1)において登録したメールアドレスから、(4)の宛先へ以下のとおり資料を提出する。

ア 各資料のデータ形式は原則任意とするが、各種承諾書等の署名又は記名押印を要する資

料については、スキャンニングの上、PDF形式によること。

イ 1通あたりの送受信可能な容量（受信上限：10MB）を超えるデータを送信する場合には、複数通に分けて送信する等の対応をとること。また、ファイル共有サービスの利用も可能であるので、送付前に東京都担当者に相談すること。

ウ メール件名には①養成所等種別②昼夜の別③申請種別④適用年月日を明記すること。

エ メール本文には①所属及び送信者名②提出資料③電子署名付きの承認通知書の交付を希望する場合にはその旨を明記すること。

オ 提出資料の全部又は一部を紙資料により郵送する場合には、①紙資料により郵送する資料②投函する日をメール本文に明記すること。

カ 提出資料の全部を紙資料により郵送する場合には、事前に東京都担当者へ相談すること。

【例】

メール件名：理学療法士養成施設 昼間部 実習施設変更承認申請 R4.4.1 適用

メール本文：以下のとおり

〇〇〇〇専門学校の〇〇です。

実習施設変更承認申請を行うため、別添のとおりに必要資料を提出します。

なお、電子署名付き承認通知書の交付を希望します（希望する場合）。

- ・変更承認申請書
- ・変更理由書
- ・変更について法人の決定を確認できる書類（理事会議事録）
- ・臨床実習施設の新旧対照表
- ・実習施設承諾書
- ・臨床実習施設に関する調書

なお、以下の資料については、紙資料により提出するため、本日投函します。

- ・実習指導者に関する調書
- ・臨床実習指導者講習会修了証の写し
- ・理学療法士免許証の写し

キ 電子メールに添付する各種資料の電子データは、全て zip ファイルに圧縮した上で、パスワード（英大文字小文字＋数字＋記号で10桁以上を推奨）を設定すること。

【例】 HaN 1 3 4 \$ Wie ! U

(3) 受信確認

(2) のとおり各資料を電子メールにより提出した後、送信者又は(1)において登録した担当者から、東京都担当者メールアドレス宛にパスワードを送信及びその返信確認を以て、受信確認を受けることとする。

ア 所属及び氏名

イ 送信したメールの内容

ウ (2) キにおいて設定したパスワード

(4) 宛先及び受信確認先

ア 保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所

(ア) 宛先 shinsei_ijin@section.metro.tokyo.jp (受信専用)

(イ) 受信確認先 03-5320-4517 (直通)

イ 診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに柔道整復師養成施設並びに厚生労働大臣認定養成施設

(ア) 宛先 ijin_zai_ibento@section.metro.tokyo.jp (受信専用)

(イ) 受信確認先 03-5320-4434 (直通)

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に変更承認申請の提出等の手続を行っていたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。